

議第67号

下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年6月4日提出

下呂市長 山内 登

提 案 理 由

ごみ収集における資源ごみの分別を細分化することで、市民の分別意識の向上を目指すとともに、処理施設での作業の効率化を図るため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成16年下呂市条例第69号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																														
<p>別表 2（第 6 条関係）</p> <p>下呂市指定ごみ収集専用袋等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>もえるごみ専用袋の項・もえるごみ専用袋（小）の項（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>金物類専用袋</u></td> <td style="text-align: center;">65円</td> </tr> <tr> <td><u>飲食料用あきかん専用袋</u></td> <td style="text-align: center;"><u>65円</u></td> </tr> <tr> <td>ガラス類・陶磁器類ほかかわれもの専用袋</td> <td style="text-align: center;">65円</td> </tr> <tr> <td><u>ガラス類・陶磁器類ほかかわれもの専用袋（小）</u></td> <td style="text-align: center;"><u>40円</u></td> </tr> <tr> <td>飲料用あきびん専用袋</td> <td style="text-align: center;">65円</td> </tr> <tr> <td>飲料用あきびん専用袋（小）</td> <td style="text-align: center;"><u>40円</u></td> </tr> <tr> <td>ペットボトル専用袋の項～新聞・雑誌・ダンボール専用シールの項（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 手数料の額は、1枚当たりの額（消費税含む）とする。</p>	名称	手数料の額	もえるごみ専用袋の項・もえるごみ専用袋（小）の項（略）		<u>金物類専用袋</u>	65円	<u>飲食料用あきかん専用袋</u>	<u>65円</u>	ガラス類・陶磁器類ほかかわれもの専用袋	65円	<u>ガラス類・陶磁器類ほかかわれもの専用袋（小）</u>	<u>40円</u>	飲料用あきびん専用袋	65円	飲料用あきびん専用袋（小）	<u>40円</u>	ペットボトル専用袋の項～新聞・雑誌・ダンボール専用シールの項（略）		<p>別表 2（第 6 条関係）</p> <p>下呂市指定ごみ収集専用袋等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>もえるごみ専用袋の項・もえるごみ専用袋（小）の項（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>あきかん・金属類専用袋</u></td> <td style="text-align: center;">65円</td> </tr> <tr> <td>ガラス類・陶磁器類ほかかわれもの専用袋</td> <td style="text-align: center;">65円</td> </tr> <tr> <td>飲料用あきびん専用袋</td> <td style="text-align: center;">65円</td> </tr> <tr> <td>ペットボトル専用袋の項～新聞・雑誌・ダンボール専用シールの項（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 手数料の額は、1枚当たりの額（消費税含む）とする。</p>	名称	手数料の額	もえるごみ専用袋の項・もえるごみ専用袋（小）の項（略）		<u>あきかん・金属類専用袋</u>	65円	ガラス類・陶磁器類ほかかわれもの専用袋	65円	飲料用あきびん専用袋	65円	ペットボトル専用袋の項～新聞・雑誌・ダンボール専用シールの項（略）	
名称	手数料の額																														
もえるごみ専用袋の項・もえるごみ専用袋（小）の項（略）																															
<u>金物類専用袋</u>	65円																														
<u>飲食料用あきかん専用袋</u>	<u>65円</u>																														
ガラス類・陶磁器類ほかかわれもの専用袋	65円																														
<u>ガラス類・陶磁器類ほかかわれもの専用袋（小）</u>	<u>40円</u>																														
飲料用あきびん専用袋	65円																														
飲料用あきびん専用袋（小）	<u>40円</u>																														
ペットボトル専用袋の項～新聞・雑誌・ダンボール専用シールの項（略）																															
名称	手数料の額																														
もえるごみ専用袋の項・もえるごみ専用袋（小）の項（略）																															
<u>あきかん・金属類専用袋</u>	65円																														
ガラス類・陶磁器類ほかかわれもの専用袋	65円																														
飲料用あきびん専用袋	65円																														
ペットボトル専用袋の項～新聞・雑誌・ダンボール専用シールの項（略）																															

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、改正前の別表 2 に定めるあきかん・金物類専用袋で、現に残存するのは、当分の間、なお使用することができるものとする。

【参考資料】

下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する 条例要綱

1. 改正理由

ごみ収集における資源ごみの分別を細分化することで、市民の分別意識の向上を目指すとともに、処理施設での作業の効率化を図るため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 下呂市指定ごみ収集専用袋等の種類を追加します。

(別表 2 関係)

- (2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則第 1 項関係)

- (3) 改正前のあきかん・金物類専用袋で、現に残存するものは、当分の間、使用することができるものとします。

(附則第 2 項関係)

